

議案第201号

さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

さいたま市コミュニティ施設条例（平成13年さいたま市条例第212号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 85%;">施 設 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">プラザイ ースト</td> <td>                     1・2 [略]   <u>3 [略]</u>  <u>4 [略]</u>  <u>5 [略]</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	施 設 の 種 類	[略]		プラザイ ースト	1・2 [略]  <u>3 [略]</u> <u>4 [略]</u> <u>5 [略]</u>	[略]		<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 85%;">施 設 の 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">プラザイ ースト</td> <td>                     1・2 [略]                      3 <u>女・男プラザ（交流コーナー、 情報コーナー、団体活動室及び相 談室をいう。）</u>                      4 [略]                      5 [略]                      6 [略]                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	施 設 の 種 類	[略]		プラザイ ースト	1・2 [略] 3 <u>女・男プラザ（交流コーナー、 情報コーナー、団体活動室及び相 談室をいう。）</u> 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]	
名 称	施 設 の 種 類																
[略]																	
プラザイ ースト	1・2 [略]  <u>3 [略]</u> <u>4 [略]</u> <u>5 [略]</u>																
[略]																	
名 称	施 設 の 種 類																
[略]																	
プラザイ ースト	1・2 [略] 3 <u>女・男プラザ（交流コーナー、 情報コーナー、団体活動室及び相 談室をいう。）</u> 4 [略] 5 [略] 6 [略]																
[略]																	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。